# 第４【提出会社の状況】

## １【株式等の状況】

### （１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数（株） |
|---|---|
| 普通株式 | 5,000,000,000 |
| 計 | 5,000,000,000 |

②【発行済株式】

| 種類 | 事業年度末現在発行数（株）<br>（2016年３月31日） | 提出日現在発行数（株）<br>（2016年６月27日） | 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名 | 内容 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 2,070,018,213 | 2,070,018,213 | 東京・名古屋各市場<br>第一部 | 単元株式数<br>1,000株 |
| 計 | 2,070,018,213 | 2,070,018,213 | ― | ― |

（２）【新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総数増減数（千株） | 発行済株式総数残高（千株） | 資本金増減額（百万円） | 資本金残高（百万円） | 資本準備金増減額（百万円） | 資本準備金残高（百万円） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2007年７月31日 | － | 2,070,018 | － | 324,625 | △118,297（注） | － |

（注）会社法第448条第１項の規定に基づき、資本準備金の額を全額減少し、その他資本剰余金に振り替えたものです。

（６）【所有者別状況】

2016年３月31日現在

| 区分 | 株式の状況（１単元の株式数1,000株） | | | | | | | | 単元未満株式の状況（株） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 政府及び地方公共団体 | 金融機関 | 金融商品取引業者 | その他の法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | 計 | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数（人） | 0 | 116 | 74 | 1,173 | 687 | 55 | 133,794 | 135,899 | － |
| 所有株式数（単元） | 0 | 481,327 | 63,701 | 271,234 | 809,364 | 157 | 432,175 | 2,057,958 | 12,060,213 |
| 所有株式数の割合（%） | 0.00 | 23.39 | 3.10 | 13.18 | 39.33 | 0.01 | 21.00 | 100 | － |

（注）１．自己株式1,190,396株は「個人その他」に1,190単元及び「単元未満株式の状況」に396株を含めて記載しております。
なお、自己株式1,190,396株は株主名簿記載上の株式数であり、期末日現在の実質的な所有株式数は1,189,496株です。
２．「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ32単元及び634株含まれております。
３．富士電機株式会社が退職給付信託として信託銀行に信託している当社株式118,892単元は、「その他の法人」に記載しております。

（７）【大株主の状況】

2016年３月31日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数（千株） | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％） |
|---|---|---|---|
| 富士電機株式会社 | 川崎市川崎区田辺新田１番１号 | 228,391 | 11.03 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 東京都中央区晴海一丁目８番11号 | 86,296 | 4.17 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 東京都港区浜松町二丁目11番３号 | 73,514 | 3.55 |
| 富士通株式会社従業員持株会 | 川崎市中原区上小田中四丁目１番１号 | 55,430 | 2.68 |
| 株式会社みずほ銀行 | 東京都千代田区大手町一丁目５番５号 | 36,963 | 1.79 |
| 朝日生命保険相互会社 | 東京都千代田区大手町二丁目６番１号 | 35,180 | 1.70 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９） | 東京都中央区晴海１丁目８番１１号 | 32,240 | 1.56 |
| ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505225（常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部） | P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A.（東京都中央区月島四丁目16番13号） | 29,252 | 1.41 |
| ステートストリートバンクウェストクライアントトリーティー 505234（常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部） | 1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171 U.S.A.（東京都中央区月島四丁目16番13号） | 28,692 | 1.39 |
| ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505001（常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部） | P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A.（東京都中央区月島四丁目16番13号） | 28,387 | 1.37 |
| 計 | － | 634,347 | 30.64 |

（注）１．日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）の所有株式数は、各行の信託業務に係るものです。

２．富士電機株式会社の保有株式のうち、118,892千株は退職給付信託としてみずほ信託銀行株式会社に信託され、資産管理サービス信託銀行株式会社に再信託された信託財産であり、議決権の行使については、富士電機株式会社の指図により行使されることとなっております。なお、富士電機株式会社及びその連結子会社は、当社株式を、退職給付信託財産として保有する株式（118,892千株）を含め、合計231,875千株（発行済株式総数に対する保有株式数の割合11.20％）保有しております。

３．株式会社みずほ銀行の保有株式のうち、4,250千株は退職給付信託としてみずほ信託銀行株式会社に信託され、資産管理サービス信託銀行株式会社に再信託された信託財産であり、議決権の行使については、株式会社みずほ銀行の指図により行使されることとなっております。

（８）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2016年３月31日現在

| 区分 | 株式数（株） | 議決権の数（個） | 内容 |
|---|---|---|---|
| 無議決権株式 | － | － | － |
| 議決権制限株式（自己株式等） | － | － | － |
| 議決権制限株式（その他） | － | － | － |
| 完全議決権株式（自己株式等） | （自己保有株式）普通株式 1,190,000 | － | － |
| | （相互保有株式）普通株式 218,000 | － | － |
| 完全議決権株式（その他） | 普通株式 2,056,550,000 | 2,056,550 | － |
| 単元未満株式 | 普通株式 12,060,213 | － | － |
| 発行済株式総数 | 2,070,018,213 | － | － |
| 総株主の議決権 | － | 2,056,550 | － |

（注）１．「完全議決権株式（自己株式等）」には、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に保有していない株式が900株含まれております。

２．「完全議決権株式（その他）」には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が32,000株（議決権の数32個）含まれております。

②【自己株式等】

2016年３月31日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式数（株） | 他人名義所有株式数（株） | 所有株式数の合計（株） | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％） |
|---|---|---|---|---|---|
| 富士通株式会社 | 東京都港区東新橋一丁目５番２号 | 1,190,000 | － | 1,190,000 | 0.06 |
| 北陸コンピュータ・サービス株式会社 | 石川県金沢市駅西本町二丁目７番21号 | 18,000 | 98,000 | 116,000 | 0.01 |
| 株式会社ＨＤＣ | 札幌市中央区南一条西十丁目２番地 | 50,000 | － | 50,000 | 0.00 |
| 中央コンピューター株式会社 | 大阪市北区中之島六丁目２番27号 | － | 22,000 | 22,000 | 0.00 |
| 株式会社東和システム | 東京都千代田区神田小川町三丁目10番地 | － | 21,000 | 21,000 | 0.00 |
| 株式会社テクノプロジェクト | 島根県松江市学園南二丁目10番14号 | 9,000 | － | 9,000 | 0.00 |
| 計 | － | 1,267,000 | 141,000 | 1,408,000 | 0.07 |

（注）１．株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が900株含まれております。

２．北陸コンピュータ・サービス株式会社、中央コンピューター株式会社及び株式会社東和システムの他人名義所有株式は、ＦＳＡ富士通持株会名義の株式のうち、各社が議決権行使の指図権を有する持分です。

（９）【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

## ２【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　会社法第155条第７号に該当する普通株式の取得

（１）【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。

（２）【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。

（３）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
会社法第155条第７号に該当する取得

| 区分 | 株式数（株） | 価額の総額（円） |
|---|---|---|
| 当事業年度における取得自己株式 | 128,118 | 83,763,415 |
| 当期間における取得自己株式 | 8,831 | 3,513,137 |

（注）１．上記「当期間」とは、2016年４月１日から本有価証券報告書提出日までの間を指しております。
２．「当期間における取得自己株式」には、2016年６月１日から本有価証券報告書提出日までの間に単元未満株式の買取請求により取得した株式の数は含まれておりません。

（４）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

| 区分 | 当事業年度 | | 当期間 | |
|---|---|---|---|---|
| | 株式数（株） | 処分価額の総額（円） | 株式数（株） | 処分価額の総額（円） |
| 引き受ける者の募集を行った取得自己株式 | － | － | － | － |
| 消却の処分を行った取得自己株式 | － | － | － | － |
| 合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式 | － | － | － | － |
| その他<br>（単元未満株式の売渡請求による売渡） | 7,468 | 4,270,441 | 1,960 | 785,342 |
| 保有自己株式数 | 1,189,496 | － | 1,196,367 | － |

（注）１．当期間における「その他（単元未満株式の売渡請求による売渡）」には、2016年６月１日から本有価証券報告書提出日までの間に処分した株式の数は含まれておりません。
２．当期間における「保有自己株式数」には、2016年６月１日から本有価証券報告書提出日までの間に単元未満株式の買取請求により取得した株式の数及び単元未満株式の売渡請求により処分した株式の数は含まれておりません。

## ３【配当政策】

当社は、会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等をすることができる旨を定款第40条に定めております。

当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する基本的な方針は、株主のみなさまに安定的な剰余金の配当を実施するとともに、財務体質の強化及び業績の中長期的な向上を踏まえた積極的な事業展開に備えるため、適正な水準まで内部留保を充実することにあります。また、利益水準を勘案しつつ内部留保を十分留保できた場合には、自己株式の取得等、より積極的に株主のみなさまへの利益の還元を行うことを目指しております。

当年度の連結業績は、ビジネスモデルの変革を加速させるためのビジネスモデル変革費用を計上したことなどから前年度に比べ減益となりましたが、一定の利益水準は確保されていますので、当年度の期末配当は予定どおり１株当たり４円といたします。

次年度は、引き続きビジネスモデル変革に取り組み大幅な増益は見込めないことから、中間及び期末の配当は、当年度同様、それぞれ１株当たり４円を予定しております。

| 決議年月日 | 配当金の総額<br>（百万円） | 1株当たり配当金<br>（円） |
|---|---|---|
| 2015年10月29日<br>取締役会決議 | 8,275 | 4 |
| 2016年５月26日<br>取締役会決議 | 8,275 | 4 |

## ４【株価の推移】

（１）【最近５年間の事業年度別最高・最低株価】

| 回次 | 第112期 | 第113期 | 第114期 | 第115期 | 第116期 |
|---|---|---|---|---|---|
| 決算年月 | 2012年３月 | 2013年３月 | 2014年３月 | 2015年３月 | 2016年３月 |
| 最高（円） | 495 | 446 | 655 | 870.0 | 868.4 |
| 最低（円） | 336 | 269 | 350 | 567.1 | 355.8 |

（注）　株価は東京証券取引所（市場第一部）における市場相場です。

（２）【最近６月間の月別最高・最低株価】

| 月別 | 2015年10月 | 11月 | 12月 | 2016年１月 | ２月 | ３月 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 最高（円） | 612.9 | 634.9 | 664.0 | 614.4 | 526.9 | 436.6 |
| 最低（円） | 502.8 | 552.9 | 593.8 | 472.0 | 355.8 | 386.2 |

（注）　株価は東京証券取引所（市場第一部）における市場相場です。

## ５【役員の状況】

男性13名　女性２名　（役員のうち女性の比率13.3%）

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数（千株） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 代表取締役 | 会長 | 山本　正巳 | 1954年１月11日 | 1976年４月　当社入社<br>2004年６月　パーソナルビジネス本部副本部長<br>2005年６月　経営執行役<br>2007年６月　経営執行役常務<br>2010年１月　執行役員副社長<br>2010年４月　執行役員社長<br>2010年６月　代表取締役社長（2015年６月まで）<br>2012年８月　指名委員会委員、報酬委員会委員（2013年６月まで）<br>2015年６月　代表取締役会長（現在に至る）<br>2015年７月　指名委員会委員、報酬委員会委員（現在に至る） | （注）１ | 133 |
| 代表取締役 | 社長 | 田中　達也 | 1956年９月11日 | 1980年４月　当社入社<br>2005年４月　富士通（中国）信息系統有限公司　董事兼副総経理<br>2009年12月　当社産業ビジネス本部長代理<br>2012年４月　執行役員<br>2014年４月　執行役員常務<br>2015年１月　執行役員副社長<br>2015年６月　代表取締役社長（現在に至る） | （注）１ | 31 |
| 取締役 | 執行役員専務 | 谷口　典彦 | 1954年９月７日 | 1977年４月　当社入社<br>2005年５月　㈱富士通アドバンストソリューションズ（現　㈱富士通ミッションクリティカルシステムズ）　代表取締役社長<br>2007年６月　当社常務理事<br>2008年６月　経営執行役<br>2010年４月　執行役員常務<br>2014年４月　執行役員専務<br>2014年６月　取締役執行役員専務（注）２（現在に至る） | （注）１ | 59 |
| 取締役 | 執行役員専務<br>ＣＦＯ | 塚野　英博 | 1958年３月21日 | 1981年４月　当社入社<br>2009年６月　経営戦略室長（2014年３月まで）<br>2011年５月　執行役員<br>2014年４月　執行役員常務（2016年３月まで）<br>ＣＦＯ（Chief Financial Officer）（現在に至る）<br>2015年４月　経営戦略室長（2016年３月まで）<br>2015年６月　取締役（現在に至る）<br>2016年４月　執行役員専務（現在に至る） | （注）１ | 37 |
| 取締役 | 執行役員常務 | ダンカン<br>テイト | 1966年３月24日 | 1996年３月　英国ＤＥＣ（現　ヒューレット・パッカード）　マネージドサービス部門　ビジネス開発ヘッド<br>1999年６月　コンパック（現　ヒューレット・パッカード）コンパックグローバルサービス　マネージドサービス担当ダイレクター<br>2004年６月　ヒューレット・パッカード　ＨＰサービス　アウトソーシング部門　担当ダイレクター<br>2006年１月　ユニシス　英国・中近東・アフリカ地域　担当マネージングダイレクター<br>2009年10月　富士通サービス　英国民需ビジネス部門　担当マネージングダイレクター<br>2011年３月　同社　最高経営責任者<br>2014年４月　当社執行役員常務（現在に至る）<br>2015年６月　取締役（現在に至る） | （注）１ | － |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数（千株） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 取締役 | ― | 古河　建純 | 1942年11月17日 | 1965年４月　当社入社<br>1994年６月　取締役<br>2000年４月　常務取締役（2001年６月まで）<br>2001年６月　ニフティ㈱　代表取締役副社長<br>2002年６月　同社　代表取締役社長<br>2007年６月　同社　代表取締役会長（2008年６月まで）<br>2013年６月　当社取締役（現在に至る）<br>2013年７月　指名委員会委員、報酬委員会委員<br>2014年１月　指名委員会委員長、報酬委員会委員長（現在に至る） | （注）1 | 53 |
| 取締役 | ― | 須田　美矢子 | 1948年５月15日 | 1982年４月　専修大学経済学部助教授<br>1988年４月　同大学経済学部教授<br>1990年４月　学習院大学経済学部教授<br>2001年４月　日本銀行政策委員会審議委員（2011年３月まで）<br>2011年５月　一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所　特別顧問（現在に至る）<br>2013年６月　当社取締役（現在に至る） | （注）1 | 5 |
| 取締役 | ― | 横田　　淳 | 1947年６月26日 | 1971年４月　外務省入省<br>1998年１月　大臣官房審議官兼経済局<br>2002年６月　在香港日本国総領事館　総領事<br>2004年４月　在イスラエル日本国大使館　特命全権大使<br>2009年５月　在ベルギー日本国大使館　特命全権大使<br>2012年10月　特命全権大使　経済外交担当兼イラク復興支援等調整担当（2014年１月まで）<br>2014年６月　一般社団法人日本経済団体連合会経団連会長特別アドバイザー（現在に至る）<br>2014年６月　当社取締役（現在に至る）<br>2014年７月　指名委員会委員、報酬委員会委員（現在に至る） | （注）1 | 1 |
| 取締役 | ― | 向井　千秋 | 1952年５月６日 | 1977年11月　慶應義塾大学医学部外科学教室医局員（1985年11月まで）<br>1985年８月　宇宙開発事業団（現宇宙航空研究開発機構）搭乗科学技術者（宇宙飛行士）（2015年３月まで）<br>1987年６月　アメリカ航空宇宙局ジョンソン宇宙センター宇宙生物医学研究室心臓血管生理学研究員（1988年12月まで）<br>1992年９月　ベイラー大学非常勤講師（2011年８月まで）<br>2000年４月　慶應義塾大学医学部外科学客員教授（現在に至る）<br>2004年９月　国際宇宙大学客員教授（2007年９月まで）<br>2007年10月　宇宙航空研究開発機構　有人宇宙技術部宇宙医学生物学研究室室長<br>2011年４月　同機構　特任参与（2015年３月まで）<br>2014年10月　日本学術会議　副会長（現在に至る）<br>2015年４月　東京理科大学　副学長（現在に至る）<br>2015年６月　当社取締役（現在に至る） | （注）1 | 5 |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数（千株） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 取締役 | － | 阿部　　敦 | 1953年10月19日 | 1977年４月　三井物産㈱入社<br>1990年６月　同社　電子工業室課長<br>1993年１月　アレックス・ブラウン・アンド・サンズ（現ドイツ銀行）　マネージング・ディレクター<br>2001年８月　ドイツ証券会社（現　ドイツ証券㈱）執行役員兼投資銀行本部長<br>2004年８月　Ｊ．Ｐ．モルガン・パートナーズ・アジア（現ユニタス・キャピタル）パートナー兼日本代表（2009年３月まで）<br>2007年５月　エドワーズ・グループ・リミテッド取締役（2009年10月まで）<br>2009年12月　㈱産業創成アドバイザリー代表取締役（現在に至る）<br>2011年２月　オン・セミコンダクター・コーポレーション　取締役（現在に至る）<br>2015年６月　当社取締役（現在に至る） | （注）１ | 3 |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数（千株） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | ― | 加藤　和彦 | 1951年11月13日 | 1976年４月　当社入社<br>1996年６月　経理部長<br>2001年６月　取締役（2002年６月まで）<br>2002年６月　執行役<br>2006年６月　経営執行役常務<br>2008年６月　経営執行役上席常務<br>ＣＦＯ（Chief Financial Officer）<br>（2014年３月まで）<br>2010年４月　執行役員専務<br>2010年６月　取締役執行役員専務<br>2014年４月　取締役<br>2014年６月　常勤監査役（現在に至る） | （注）３ | 60 |
| 常勤監査役 | ― | 近藤　芳樹 | 1957年６月30日 | 1980年４月　当社入社<br>2008年６月　ソリューション事業推進本部長<br>（2012年３月まで）<br>2009年６月　常務理事<br>2012年４月　執行役員<br>ビジネスマネジメント本部長<br>2016年４月　常任顧問<br>2016年６月　常勤監査役（現在に至る） | （注）３ | 26 |
| 監査役 | ― | 山室　　惠 | 1948年３月８日 | 1974年４月　東京地方裁判所判事補<br>1984年４月　東京地方裁判所判事<br>1988年４月　司法研修所教官<br>1997年４月　東京高等裁判所判事<br>2004年７月　弁護士登録<br>2004年７月　弁護士法人キャスト（現　弁護士法人<br>瓜生・糸賀法律事務所）参画<br>（現在に至る）<br>2004年10月　東京大学大学院法学政治学研究科教授<br>（2010年９月まで）<br>2005年６月　当社監査役（現在に至る）<br>2010年10月　日本大学大学院法務研究科教授<br>（2013年３月まで）<br>2013年７月　指名委員会委員、報酬委員会委員<br>（現在に至る） | （注）３ | ― |
| 監査役 | ― | 三谷　　紘 | 1945年２月７日 | 1969年４月　東京地方検察庁検事<br>1997年６月　東京法務局長<br>2001年５月　横浜地方検察庁検事正<br>2002年７月　公正取引委員会委員<br>2007年８月　弁護士登録<br>2007年９月　ＴＭＩ総合法律事務所顧問<br>（2014年12月まで）<br>2009年６月　当社監査役（現在に至る） | （注）３ | 16 |
| 監査役 | ― | 初川　浩司 | 1951年９月25日 | 1974年３月　プライスウオーターハウス会計事務所<br>入所<br>1991年７月　青山監査法人代表社員<br>2000年４月　中央青山監査法人代表社員<br>2005年10月　同法人理事<br>国際業務管理部長<br>2009年５月　あらた監査法人代表執行役ＣＥＯ<br>（2012年５月まで）<br>2012年６月　農林中央金庫監事（現在に至る）<br>2012年６月　㈱アコーディア・ゴルフ社外監査役<br>（現在に至る）<br>2013年６月　当社監査役（現在に至る） | （注）４ | 5 |
| 計 | | | | | | 440 |

（注）１．取締役の任期は、2016年６月27日開催の定時株主総会から１年です。
２．2015年４月付で対外的な呼称を「取締役」に変更しております。
３．監査役 加藤和彦、近藤芳樹、山室惠及び三谷紘の各氏の任期は、2016年６月27日開催の定時株主総会から４年です。
４．監査役 初川浩司氏の任期は、2015年６月22日開催の定時株主総会から４年です。
５．取締役 須田美矢子、横田淳、向井千秋及び阿部敦の各氏は、会社法施行規則第２条第３項第５号が規定する社外役員に該当する社外取締役です
６．監査役 山室惠、三谷紘及び初川浩司の各氏は、会社法施行規則第２条第３項第５号が規定する社外役員に該当する社外監査役です。

## ６【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### （１）【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンス体制の枠組み

当社は、2015年12月の取締役会決議によって、コーポレートガバナンスに関する当社の考え方を整理した基本方針（「コーポレートガバナンス基本方針」）を制定いたしました。当基本方針では、当社のコーポレートガバナンス体制の枠組みについて以下のとおり定めております。

＜体制の枠組み＞

監査役会設置会社制度の長所を生かしつつ、取締役会における非執行取締役（独立社外取締役及び社内出身の業務を執行しない取締役をいう。以下、同じ）による業務執行取締役の業務執行に対する監督の実効性と多様な視点からの助言の確保を以下の方法により実現する。

a　業務執行を担う「業務執行取締役」に対し、業務執行の監督機能を担う「非執行取締役」を同数以上確保する。

b　非執行取締役の主要な構成員を独立社外取締役とし、社内出身者である非執行取締役を１名以上確保する。

c　独立社外取締役は、当社が定める独立性基準（以下、「独立性基準」という）を満たす社外取締役とする。

d　非執行取締役候補者の選定に当たり、出身の属性と当社事業への見識を考慮する。

e　監査役による取締役会の外からの監査・監督と、非執行役員（非執行取締役及び監査役をいう。以下、同じ）を中心に構成する任意の指名委員会、報酬委員会及び独立役員会議により取締役会を補完する。

f　独立社外監査役は、独立性基準を満たす社外監査役とする。

②企業統治の体制

(1)企業統治の体制の概要

＜取締役会＞

当社は、経営の重要な事項の決定と監督を行う機関として取締役会を設置しております。取締役会は、法令又は定款に反せず、妥当と考える最大限の範囲で、業務執行に関する権限を代表取締役及びその配下の執行役員以下に委譲し、取締役会はその監督、助言を中心に活動を行います。また、取締役会は、独立性が高く、多様な視点を有する社外取締役を積極的に任用することにより、監督機能及び助言機能を強化しております。なお、取締役の経営責任をより明確化するため、2006年６月23日開催の株主総会決議により、取締役の任期を２年から１年に短縮いたしました。

取締役会は、本有価証券報告書提出日現在において、業務執行取締役５名、非執行取締役５名（内、社外取締役４名）の合計10名で構成されております。

＜監査役（会）＞

当社は、監査機能・監督機能として監査役（会）を設置しております。監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役会及び業務執行機能の監査・監督を行います。

監査役会は、本有価証券報告書提出日現在において、監査役５名（内、常勤監査役２名、社外監査役３名）で構成されております。

＜指名委員会・報酬委員会＞

当社は、役員の選任プロセスの透明性及び客観性の確保、役員報酬決定プロセスの透明性及び客観性、役員報酬の体系及び水準の妥当性の確保などを目的として、取締役会の諮問機関である指名委員会及び報酬委員会を設置しております。

指名委員会は、当社の「コーポレートガバナンス基本方針」に定めた「コーポレートガバナンス体制の枠組み」と「役員の指名手続きと選定方針」に基づき、役員候補者について審議し、取締役会に答申しております。また、報酬委員会は、当社の「コーポレートガバナンス基本方針」に定めた「役員報酬の決定手続きと方針」に基づき、定額報酬の水準と、業績連動報酬の算定方法を取締役会に答申することとしております。

指名委員会及び報酬委員会は、「コーポレートガバナンス基本方針」において、その過半数を非執行役員で構成し、独立社外取締役を１名以上確保することとしております。両委員会の2015年度の委員は共に以下のとおりであり、非執行役員３名（内、独立社外取締役１名）、業務執行取締役１名で構成されております。

委員長　古河建純氏
委員　　山室惠氏、横田淳氏、山本正巳氏

＊上記の2015年度の委員は、2016年６月27日開催の定時株主総会終了時をもちまして、任期満了のため退任しております。2016年度の委員につきましては、本年７月に選任予定です。

＜独立役員会議＞

当社は、独立役員の活用を促すコーポレートガバナンス・コードの要請に応えつつ、取締役会において中長期の会社の方向性に関する議論を活発化するためには、業務の執行と一定の距離を置く独立役員が恒常的に当社事業への理解を深めることのできる仕組みが不可欠と考え、2015年度に独立役員会議を設置しました。独立役員会議は、全ての独立役員（独立社外取締役４名、独立社外監査役３名）で構成され、中長期の当社の方向性の議論を行うとともに、独立役員の情報共有と意見交換を踏まえた各独立役員の意見形成を図ります。

(2)当該企業統治の体制を採用する理由

当社は、非執行取締役による業務執行に対する直接的な監督と、業務の決定に関与しない監査役による、より独立した立場からの監督の両方が機能することで、より充実した監督機能が確保されるものと考えております。このような考え方から、独任制の監査役で構成される監査役会を設置する「監査役会設置会社」を採用しております。

また、業務執行の誤り、不足、暴走等の是正又は修正を可能とするよう、非執行取締役の員数を、業務執行取締役と同数以上としております。非執行取締役の中心は独立性の高い社外取締役とし、さらに当社の事業分野、企業文化等に関する知見不足を補完するために社内出身の非執行取締役を１名以上置くことで、非執行取締役による監督の実効性を高めております。

当社のコーポレートガバナンス体制の模式図は次のとおりです。（本有価証券報告書提出日現在）

【コーポレートガバナンス体制の模式図】

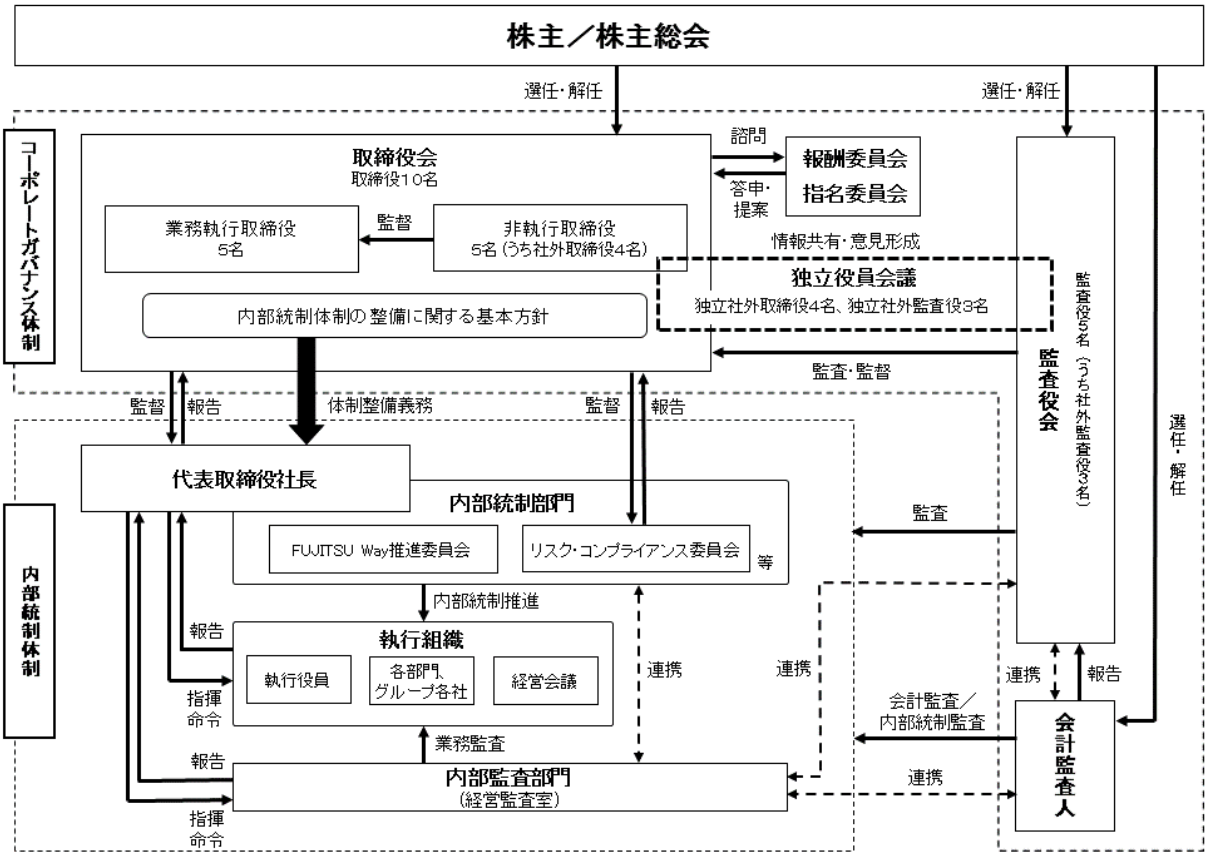


(3)責任限定契約の概要

当社と非業務執行取締役及び監査役は、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意であり、かつ重大な過失がないときに限られます。

(4)その他企業統治に関する事項

(Ⅰ)取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款に定めております。

(Ⅱ)取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

(Ⅲ)剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等、会社法第459条第１項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨定款に定めております。これは、配当金支払いの早期化や配当政策の機動性を確保することを目的とするものです。

(Ⅳ)取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第１項の損害賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、法令の限度においてこれを免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が期待される職務を適切に行えるようにすることを目的とするものです。

(Ⅴ)株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、当該定足数を満たすことをより確実にすることを目的とするものです。

(Ⅵ)内部統制体制の整備に関する基本方針

当社は、取締役会において、会社法第362条第５項の規定に基づき、同条第４項第６号並びに会社法施行規則第100条第１項各号及び第３項各号に定める体制（内部統制体制）の整備に関する基本方針を以下のとおり決議いたしました(2006年５月25日決議、2008年４月28日改定、2012年７月27日改定、2014年３月27日改定、2015年２月26日改定)。

「内部統制体制の整備に関する基本方針」

１．目的

富士通グループの企業価値の持続的向上を図るためには、経営の効率性を追求するとともに、事業活動により生じるリスクをコントロールすることが必要である。かかる基本認識のもと、株主から当社の経営の委託を受けた取締役が、富士通グループの行動の原理原則である「FUJITSU Way」の実践・浸透とともに、どのような体制・規律をもって経営の効率性の追求と事業活動により生じるリスクのコントロールをし、経営に臨むかについて、その基本方針を委託者である株主に示すものである。

２．取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

（１）業務執行の決定と執行体制

①当社は、代表取締役社長の業務執行権限を分担する執行役員および常務理事（以下、代表取締役、執行役員および常務理事を総称して「経営者」という。）を置き、執行役員および常務理事は、職務分掌に従い、意思決定と業務執行を行う。

②当社は、最高財務責任者（ＣＦＯ）を置き、富士通グループの財務・会計を統括させる。

③当社は、代表取締役社長の意思決定を補佐するため、代表取締役および執行役員で構成する経営会議を設置する。

④代表取締役社長は、経営者または経営者から権限移譲を受けた従業員が意思決定をするために必要な制度、規程（経営会議規程、各種決裁・稟議制度等）を整備する。

⑤代表取締役社長は、決算報告・業務報告を毎回の定例取締役会において行うとともに、「内部統制体制の整備に関する基本方針」の運用状況について、定期的に取締役会に報告し、適正に運用されていることの確認を受ける。

（２）業務効率化の推進体制

①当社は、富士通グループのビジネスプロセス改革による生産性向上、原価低減および費用圧縮を推進するための組織を設置し、経営の効率性を追求する。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（１）全般的な損失リスク管理体制

①当社は、富士通グループの事業継続性、企業価値の向上、企業活動の持続的発展を実現することを目標とし、これを阻害するおそれのあるリスクに対処するため、富士通グループ全体のリスクマネジメントを統括するリスク・コンプライアンス委員会を設置するとともに、リスク毎に所管部署を定め、適切なリスクマネジメントを実施する体制を整備する。

②リスク・コンプライアンス委員会は、富士通グループに損失を与えるリスクを常に評価、検証し、認識された事業遂行上のリスクについて、未然防止策の策定等リスクコントロールを行い、損失の最小化に向けた活動を行う。

③リスク・コンプライアンス委員会は、リスクの顕在化により発生する損失を最小限に留めるため、上記①の体制を通じて、顕在化したリスクを定期的に分析し、取締役会等へ報告を行い、同様のリスクの再発防止に向けた活動を行う。

（２）個別の損失リスク管理体制

当社は、当社が認識する事業遂行上の個別の損失リスクに対処するため、リスク・コンプライアンス委員会に加え、下記の体制をはじめとするリスク管理体制を整備する。

①製品・サービスの欠陥や瑕疵に関するリスク管理体制

・富士通グループにおける製品・サービスの欠陥や瑕疵の検証、再発防止のための品質保証体制を構築する。特に社会システムの安定稼動のため、品質、契約、ルール等を改善する活動を継続的に行う組織を設置する。

②受託開発プロジェクトの管理体制

・システムインテグレーション等の受託開発プロジェクトにおける不採算案件等の発生防止のため、商談推進およびプロジェクトの遂行に伴う各種リスクを監査する専門組織を設置する。

・当該専門組織は、契約金額、契約条件、品質、費用、納期等についての監査プロセスを定め、一定条件のプロジェクトの監査を行う。

・当該専門組織は、当該監査の結果にもとづき、各プロジェクトに対し是正勧告を行う。

③セキュリティ体制

・当社が提供するサービスに対するサイバーテロ、不正利用、情報漏洩等に対処するための組織を設置する。

（3）経営リスクへの対応

①財務上のリスク管理体制

・財務上のリスクは、最高財務責任者が統括する。

②その他の経営リスクの管理体制

・市場動向、価格競争その他の経営リスクは、代表取締役社長が定める職務分掌に従い、各部門で対応する。

4．取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（1）コンプライアンス体制

①経営者は、法令・定款遵守を含むコンプライアンスの基本理念として「FUJITSU Way」に掲げられた行動規範を遵守するとともに、経営者としての倫理に基づいてグループ全体のコンプライアンスの推進に積極的に取り組む。

②リスク・コンプライアンス委員会は、富士通グループのコンプライアンスを統括し、以下の職務を行う。

・継続的な教育の実施等により、富士通グループの従業員に対し「FUJITSU Way」に掲げられた行動規範の遵守を徹底させる。

・富士通グループの事業活動に係わる法規制等を明確化するとともに、それらの遵守のために必要な社内ルール、教育、監視体制の整備を行い、グループ全体のコンプライアンスを推進する。

・経営者および従業員に対し、職務の遂行に関連して、重大なコンプライアンス違反またはそのおそれのある事実を認識した場合は、直ちに通常の業務ラインを通じてその事実をリスク・コンプライアンス委員会に通知させる。

・通常の業務ラインとは独立した情報伝達ルートによりコンプライアンス問題の早期発見と適切な対応を実施可能とするため、通報者の保護体制等を確保した内部通報制度を設置・運営する。

・リスク・コンプライアンス委員会は、重大なコンプライアンス違反またはそのおそれのある事実が発覚した場合、直ちに取締役会等へ報告する。

（2）財務報告の適正性を確保するための体制

①当社は、最高財務責任者のもと、財務報告を作成する組織のほか、財務報告の有効性および信頼性を確保するため、富士通グループの財務報告に係る内部統制の整備、運用および評価を統括する組織を設置する。

②当該各組織において、富士通グループ共通の統一経理方針ならびに財務報告に係る内部統制の整備、運用および評価に関する規程を整備する。

③富士通グループの財務報告に係る内部統制の整備、運用および評価を統括する組織は、内部統制の有効性に関する評価結果を定期的に取締役会等に報告する。

（3）情報開示体制

当社は、社外に対し適時かつ適切な会社情報の開示を継続的に実施する体制を整備する。

（4）内部監査体制

①当社は、業務執行について内部監査を行う組織（以下、「内部監査組織」という。）を設置し、その独立性を確保する。

②内部監査組織は、内部監査規程を定め、当該規程にもとづき監査を行う。

③内部監査組織は、グループ各社の内部監査組織と連携して、富士通グループ全体の内部監査を行う。

④内部監査の結果は、定期的に当社および当該グループ会社の取締役会、監査役等に報告する。

5．取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

①経営者は、その職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報につき、社内規程に基づき、保管責任者を定めたうえで適切に保存・管理を行う。

・株主総会議事録およびその関連資料

・取締役会議事録およびその関連資料

・その他の重要な意思決定会議の議事録およびその関連資料

・経営者を決裁者とする決裁書類およびその関連資料

・その他経営者の職務の執行に関する重要な文書

②取締役および監査役は、職務の執行状況を確認するため、上記①に定める文書を常時閲覧することができるものとし、各文書の保管責任者は、取締役および監査役からの要請に応じて、いつでも閲覧可能な体制を整備する。

６．富士通グループにおける業務の適正を確保するための体制

①当社は、前記各体制および規程を、富士通グループを対象として構築、制定するとともに、グループ会社の経営者から職務の執行に係る事項の報告を受ける体制を整備する。また、グループ会社の効率的かつ適法・適正な業務執行体制の整備を指導、支援、監督する。

②当社は、グループ会社の重要事項の決定権限や決定プロセス等、代表取締役社長からのグループ会社に対する権限委任に関する共通ルールを制定する。

③代表取締役社長は、グループ各社の管轄部門を定め、当該管轄部門の業務執行を分掌する執行役員は、グループ各社の社長、ＣＥＯ等を通じて上記①および②の実施および遵守を確認する。

④当社およびグループ各社の経営者は、定期的な連絡会等を通じて富士通グループの経営方針、経営目標達成に向けた課題を共有し、協働する。

７．監査役の監査の適正性を確保するための体制

（１）独立性の確保に関する事項

①当社は監査役の職務を補助すべき従業員の組織として監査役室を置き、その従業員は監査役の要求する能力および知見を有する適切な人材を配置する。

②経営者は、監査役室の従業員の独立性および監査役による当該従業員に対する指示の実効性を確保するため、その従業員の任命、異動、報酬等人事に関する事項については監査役の同意を得るものとする。

③経営者は、監査役室の従業員を原則その他の組織と兼務させないものとする。

ただし、監査役の要請により特別の専門知識を有する従業員を兼務させる必要が生じた場合は、上記②の独立性の確保に配慮する。

（２）報告体制に関する事項

①当社およびグループ各社の経営者は、監査役に重要な会議への出席の機会を提供する。

②当社およびグループ各社の経営者は、経営もしくは業績に影響を及ぼすリスクが発生した場合、または職務の遂行に関連して重大なコンプライアンス違反もしくはそのおそれのある事実を認識した場合、直ちに監査役に報告する。

③当社およびグループ各社の経営者は、定期的に監査役に対して職務の執行状況を報告する。

④当社およびグループ各社の経営者は、上記②または③の報告をしたことを理由として経営者または従業員を不利益に取り扱ってはならない。

（３）実効性の確保に関する事項

①当社およびグループ各社の経営者は、定期的に監査役と情報交換を行う。

②監査役の職務の執行について生じる費用については、会社法第388条に基づくこととし、経営者は、同条の請求に係る手続きを定める。

③内部監査組織は、定期的に監査役に対して監査結果を報告する

(Ⅶ)内部統制体制の運用状況

当社が上記(Ⅵ)の基本方針に基づき整備した内部統制体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

＜業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要＞

１．取締役の効率的な職務執行体制

当社では、代表取締役社長の業務執行権限を分担させ、効率的に意思決定及び業務執行ができるよう、執行役員制度を活用するとともに、執行役員に準じる職として常務理事を置いています。

その他、原則として執行役員常務以上で構成する経営会議を、原則として月に３回開催し、重要な業務執行について議論することで、代表取締役社長の意思決定を補佐しています。

このほか、各種の決裁・稟議制度を整備し、役職員に対する適切な権限委譲に基づき、効率的かつ適正な業務遂行を確保しています。

２．リスクマネジメント体制及びコンプライアンス体制

当社では、リスクマネジメント体制とコンプライアンス体制を内部統制体制の整備に関する基本方針の中心に位置づけ、これらの体制をグローバルに統括する組織として、リスク・コンプライアンス委員会を設置しています。

同委員会は、代表取締役を委員長とし、業務執行取締役を中心に構成されています。同委員会は、概ね年４回開催し、コンプライアンス違反や情報セキュリティを含む業務遂行上のリスクに関し、顕在化したリスクが適時に同委員会に報告される体制及び内部通報制度を運用するほか、最高リスク・コンプライアンス責任者の実行方針を定めます。

最高リスク・コンプライアンス責任者は、当該方針に基づき、社内組織を指揮して、業務遂行上のリスクの顕在化の防止に取り組んでいるほか、顕在化した業務遂行上のリスクにより生じる損失を最小限に留める活動を行っています。

同委員会の活動の経過及び結果は、定期的に取締役会に報告しています。

なお、2016年４月からは、リスク・コンプライアンス委員会を取締役会直属の委員会とし、当社グループ（当社及び連結子会社）のグローバルな区分である「リージョン」ごとに同様の機能を持つ委員会を設置し、リスク・コンプライアンス委員会の下部委員会と位置付けることで、リスクマネジメント体制及びコンプライアンス体制を当社グループ全体により浸透させていきます。

３．財務報告の適正性を確保する体制

財務報告の適正性を確保するための体制としては、FUJITSU Way推進委員会を設置し、その下で、EAGLE NEXTと呼ぶ、当社グループ全体の財務報告の適正性を確保するための内部統制の評価及び監査に関する体制を構築し、運用しています。

４．当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

リスクマネジメント体制、コンプライアンス体制、財務報告の適正性を確保するための体制等は、当社グループを対象として整備しています。

このほか、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制として、グローバルＤｏＡと呼ぶ、当社グループ会社（一部の子会社を除く。）の重要事項の決定権限や決定プロセスを定めた権限委譲規程を制定し、グループ会社から当社に対する業務に関する報告義務と共にグループ会社に遵守させ、グループにおける重要事項の決定や報告に関する体制を整備しています。

以上を中心とする内部統制体制の運用状況については、定期的に取締役会への報告を行っています。

③監査役監査、内部監査及び会計監査並びに内部統制部門の状況

＜監査役監査＞

当社は監査役制度を採用しております。監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役会及び業務執行機能の監査・監督を行います。本有価証券報告書提出日現在、当社の監査役は以下のとおりです。

常勤監査役　加藤和彦氏
常勤監査役　近藤芳樹氏
監査役　　山室惠氏
監査役　　三谷紘氏
監査役　　初川浩司氏

なお、当社監査役のうち、常勤監査役 加藤和彦氏は、当社のＣＦＯをはじめ当社の財務・経理部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役 三谷紘氏は、検事、公正取引委員会の委員等を歴任しており、経済事案を多く取り扱った経験があるため、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。さらに、監査役 初川浩司氏は、公認会計士としてグローバル企業の豊富な監査経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

＜内部監査＞
　また、内部監査組織としては経営監査室（人員数：80名）を設置しております。経営監査室は、グループ各社の内部監査組織と連携して、当社グループ全体に関する内部監査を実施しております。内部監査の監査計画及び監査結果については、グループ会社に関する事項を含め、常勤監査役に対しては原則として月次で報告を行い、監査役会及び会計監査人に対しては定期的（原則として四半期に一度）に報告を行っております。
　経営監査室は、公認内部監査人(ＣＩＡ)、公認情報システム監査人(CISA)、公認不正検査士(ＣＦＥ)等の資格を有する者等、内部監査に関する専門的な知見を有する従業員を相当数配置しております。

＜会計監査＞
　会計監査人である新日本有限責任監査法人は、監査役会に対し、監査計画及び監査結果を報告しております。また、必要に応じて意見交換等も行っており、連携して監査を行っております。なお、当社の会計監査業務を実施した新日本有限責任監査法人所属の公認会計士は梅村一彦氏、持永勇一氏、齋田毅氏及び松本暁之氏の４名です。また、監査補助者として新日本有限責任監査法人所属の公認会計士45名、会計士補等23名、その他53名が監査業務に従事しております。

＜内部統制部門＞
　「内部統制体制の整備に関する基本方針」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会、FUJITSU Way推進委員会等がそれぞれリスク管理体制、コンプライアンス体制、財務報告に関する内部統制体制等の整備及び運用を行い、基本方針に規定された職務を行っております。

④社外役員に関する事項
(1)社外取締役及び社外監査役との利害関係
　当社の社外取締役及び社外監査役は次のとおりです。なお、社外取締役及び社外監査役それぞれが所有する当社株式数については、「第４　提出会社の状況　５．役員の状況」に記載しております。
　社外取締役（４名）：須田美矢子氏、横田淳氏、向井千秋氏、阿部敦氏
　社外監査役（３名）：山室惠氏、三谷紘氏、初川浩司氏

(2)社外取締役及び社外監査役が取締役又は監査役に就任する会社との利害関係
　該当事項はありません。

(3)社外取締役及び社外監査役の役割、機能及び独立性に関する基準又は方針の内容
　当社では、独立性が高く、多様な視点を有する社外取締役を積極的に任用することにより、監督機能、助言機能を強化しております。
　当社は、「コーポレートガバナンス基本方針」において、当社における社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準（独立性基準）を策定し、同基準に基づき独立性を判断しております。
　当社が策定した独立性基準の内容は以下のとおりです。

社外役員の独立性基準

１．現在または過去において以下のいずれかにも該当しない者

（１）当社グループ（注1）の取締役または使用人
（２）当社の大株主（注2）の取締役、執行役、監査役または重要な使用人
（３）当社の主要な借入先（注3）の取締役、執行役、監査役または重要な使用人
（４）当社の会計監査人の社員または使用人
（５）当社と他社の間で相互に派遣された取締役、執行役、監査役または執行役員
（６）当社から役員報酬以外に、多額の金銭（注4）、その他財産を得ている者
（７）当社の主要な取引先（注5）の取締役、執行役、監査役または重要な使用人

２．現在または過去3年間において以下のいずれかに該当する者の近親者（注6）でない者

（１）当社グループの業務執行取締役、業務執行取締役でない取締役（注7）または重要な使用人
（２）当社の大株主の取締役、執行役、監査役または重要な使用人
（３）当社の主要な借入先の取締役、執行役、監査役または重要な使用人
（４）当社の会計監査人の社員または使用人
（５）当社と他社の間で相互に派遣された取締役、執行役、監査役または執行役員
（６）当社から役員報酬以外に、多額の金銭、その他財産を得ている者
（７）当社の主要な取引先の取締役、執行役、監査役または重要な使用人

（注1）「当社グループ」とは、当社と当社の子会社をいう。
（注2）「大株主」とは、当社の直近の事業報告に記載された上位10社の大株主をいう。
（注3）「主要な借入先」とは、当社の直近の事業報告に記載された当社グループの主要な借入先をいう。
（注4）「多額の金銭」とは、年間の合計が1,000万円以上の専門的サービス等に関する報酬、寄付等をいう。
（注5）「主要な取引先」とは、過去3事業年度のいずれかの事業年度において、当社グループとの取引の対価の支払額または受取額が、取引先または当社の連結売上高の1%を超える企業等をいう。
（注6）「近親者」とは、2親等以内の親族、配偶者または同居人をいう。
（注7）当社の社外監査役または社外監査役候補者である者の独立性を判断する場合に限る。

当社は、独立性基準を満たす社外取締役及び社外監査役全員を当社が国内に株式を上場している金融商品取引所に独立役員として届け出、受理されております。

なお、各社外取締役及び社外監査役の役割、機能及び具体的な選任状況に対する考え方は以下のとおりです。

＜社外取締役＞

・須田美矢子氏

須田美矢子氏は、当社取締役就任前、直接会社経営に関与されたことはありませんが、経済学者として国際マクロ経済学に精通されており、また、日本銀行政策委員会審議委員を２期10年務められるなど、金融政策に関する知見やグローバルな観点からの経営的見識をお持ちであるため、当社の企業統治において、グローバルな視点を踏まえた社外取締役としての監督機能及び役割を果たしていただけると考えております。なお、須田美矢子氏は、当社の主要株主や主要取引先の業務執行者等であった経歴がないことから、同氏は当社の定める独立性基準を満たしております。

・横田淳氏

横田淳氏は、当社取締役就任前、直接会社経営に関与されたことはありませんが、イスラエル大使、ベルギー大使等を歴任され、欧州との経済連携協定交渉のための政府代表を務められるなど、国際経済交渉の専門家であり、また、グローバルな視点からの政治及び経済に対する深い知見をお持ちであるため、社外取締役としての監督機能及び役割を果たしていただけると考えております。なお、横田淳氏は、当社の主要株主や主要取引先の業務執行者等であった経歴がないことから、同氏は当社の定める独立性基準を満たしております。

・向井千秋氏
　向井千秋氏は、当社取締役就任前、直接会社経営に関与されたことはありませんが、医師から我が国女性初の宇宙飛行士となった経歴をお持ちであり、当社の標榜するチャレンジ精神を最先端の科学分野で体現されております。今後においても、広範な科学技術の知見に基づくグローバルで公正かつ客観的な監督と助言が期待できるため、社外取締役としての監督機能及び役割を果たしていただけると考えております。なお、当社と向井千秋氏が副学長を務めている東京理科大学を運営する学校法人東京理科大学は、営業取引関係がありますが、その取引金額は2015年度において約11百万円であり、当社の売上規模に鑑みると、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。このため、同氏は当社の定める独立性基準を満たしております。

・阿部敦氏
　阿部敦氏は、長年にわたる投資銀行業務やプライベート・エクイティ業務の経験を通じて、ＩＣＴ業界やM＆Ａについての深い見識をお持ちであり、今後においても、株主・投資家目線からの監督機能や助言に加え、経営陣の迅速かつ果断な意思決定への貢献が期待できるため、社外取締役としての監督機能及び役割を果たしていただけると考えております。なお、阿部敦氏は、当社の主要株主や主要取引先の業務執行者等であった経歴がないことから、同氏は当社の定める独立性基準を満たしております。

＜社外監査役＞
・山室惠氏
　山室惠氏は、法曹界における長年の経験があり、会社法をはじめとする企業法務及び国内外のコンプライアンス対策に精通されているため、当社の企業統治においてその経験と見識を活かした社外監査役としての監査機能及び役割を果たしていただけると考えております。なお、山室惠氏は、当社の主要株主や主要な取引先の業務執行者等であった経歴がないことから、同氏は当社の定める独立性基準を満たしております。

・三谷紘氏
　三谷紘氏は、検事、公正取引委員会の委員等を歴任され、法律のみならず、経済・社会等、企業経営を取り巻く事象に深い見識を有しているため、当社の企業統治においてその経験と見識を活かした社外監査役としての監査機能及び役割を果たしていただけると考えております。なお、三谷紘氏は、当社の主要株主や主要な取引先の業務執行者等であった経歴がないことから、同氏は当社の定める独立性基準を満たしております。

・初川浩司氏
　初川浩司氏は、公認会計士としてグローバル企業の豊富な監査経験と、企業会計に関する広い知見をお持ちであるため、当社の企業統治においてその経験と見識を活かした社外監査役としての監査機能及び役割を果たしていただけると考えております。なお、初川浩司氏が代表執行役を務めていたあらた監査法人は、当社の会計監査を担当したことはありません。当社と同監査法人には当社サービスに係る営業取引関係がありますが、その取引金額は2015年度において約２億円であり、当社の売り上げ規模に鑑みると、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。このため、同氏は当社の定める独立性基準を満たしております。

(4)社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係
　当社の内部監査組織である経営監査室は、グループ各社の内部監査組織と連携して、当社グループ全体に関する内部監査を実施しております。内部監査の監査計画及び監査結果については、グループ会社に関する事項を含め、常勤監査役に対しては原則として月次で報告を行い、監査役会に対しては定期的（原則として四半期に一度）に報告を行っております。
　また、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、監査役会に対し、監査計画及び監査結果を報告しております。必要に応じて意見交換等も行っており、連携して監査を行っております。
　当社の内部統制部門としては、「内部統制体制の整備に関する基本方針」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会、FUJITSU Way推進委員会等がそれぞれリスク管理体制、コンプライアンス体制、財務報告に関する内部統制体制等の整備及び運用を行っており、必要に応じて監査役会に報告を行っております。
さらに、当社では、全ての独立役員（独立社外取締役及び独立社外監査役）から構成される独立役員会議を設置しております。独立役員会議では、独立役員の情報共有と意見交換を踏まえた各役員の意見形成を図るほか、必要に応じて常勤監査役も出席し、社外取締役と監査役の連携を確保します。

⑤役員報酬の内容

(1)当社の役員に対する報酬等の総額及び種類別の額

（単位：百万円）

| 役員区分 | | 人数（人） | 報酬等の種類 | | | | | 報酬等の総額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 基本報酬 | 株式取得型報酬 | 賞与 | 退職慰労金 | その他 | |
| 取締役（社外取締役を除く） | | 10 | 361 | 35 | 85 | － | － | 482 |
| 監査役（社外監査役を除く） | | 2 | 76 | － | － | － | － | 76 |
| 社外役員 | | 9 | 90 | － | － | － | － | 90 |
| | 社外取締役 | 6 | 51 | － | － | － | － | 51 |
| | 社外監査役 | 3 | 38 | － | － | － | － | 38 |

（注１）上記には、2015年度に退任した役員を含んでおります。

（注２）取締役（社外取締役を含む）の報酬額は、2006年６月23日開催の第106回定時株主総会において、年額６億円以内、監査役（社外監査役を含む）の報酬額は2011年６月23日開催の第111回定時株主総会において年額１億５千万円以内と決議いただいております。当社は、この報酬額の中で、上記の表の報酬を支給しております。

(2)連結報酬等の総額及び種類別の額

（単位：百万円）

| | 役員区分 | 会社区分 | 報酬等の種類別の額 | | | | 報酬等の総額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 基本報酬 | 株式取得型報酬 | 賞与 | 退職慰労金 | |
| 山本　正巳 | 取締役 | 提出会社 | 82 | 11 | 24 | － | 119 |

(3)使用人兼務役員の重要な使用人給与

該当事項はありません。

(4)役員報酬の決定方針

当社は、より透明性の高い役員報酬制度とするべく、2009年10月の取締役会決議により報酬委員会を設置しています。

取締役及び監査役の報酬等は、同委員会の答申を受けて取締役会で決定した以下の「役員報酬支給方針」に基づき、決定されています。

役員報酬支給方針

グローバルＩＣＴ企業である富士通グループの経営を担う優秀な人材を確保するため、また、業績や株主価値との連動性をさらに高め、透明性の高い報酬制度とするため、以下のとおり役員報酬支給方針を定める。

役員報酬を、職責および役職に応じ月額で定額を支給する「基本報酬」と、株主価値との連動を重視した長期インセンティブとしての「株式取得型報酬」、短期業績に連動する報酬としての「賞与」から構成する体系とする。

＜基本報酬＞

すべての取締役および監査役を支給対象とし、その支給額はそれぞれの役員の職責や役職に応じて月額の定額を決定する。

＜株式取得型報酬＞

・業務執行を担う取締役を支給対象とし、長期インセンティブとして、役職に応じて自社株式取得のための報酬を支給する。

・自社株式は役員持株会を通じて取得する。なお、取得株式については在任期間中は保有するものとする。

＜賞与＞

・業務執行を担う取締役を支給対象とし、１事業年度の業績を反映した賞与を支給する。

・「賞与」の具体的な算出方法は、主として連結売上収益および連結営業利益を指標とし、当期の業績目標の達成度合いに応じて支給額を決定する『オンターゲット型』とする。

なお、「基本報酬」、「株式取得型報酬」、「賞与」の合計額は、株主総会の決議により、取締役は年額６億円以内、監査役は年額１億５千万円以内とする。

（ご参考）役員報酬項目と支給対象について

| 対象 | 基本報酬 | | 株式取得型報酬 | 賞与 |
|---|---|---|---|---|
| | 経営監督分 | 業務執行分 | | |
| 取締役 | ○ | ― | ― | ― |
| 業務執行取締役 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 監査役 | ○ | ― | ― | ― |

⑥株式保有状況

(1)投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

| | |
|---|---|
| 銘柄数 | 401（銘柄） |
| 貸借対照表計上額の合計額 | 115,562（百万円） |

(2)保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

（前事業年度）

特定投資株式

| 銘柄 | 株式数<br>（数） | 貸借対照表計上額<br>（百万円） | 保有目的 |
|---|---|---|---|
| 富士電機㈱ | 74,333,064 | 42,146 | 同社の通信機部門を分離して当社が設立された経緯より、協力関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。 |
| トヨタ自動車㈱ | 1,412,131 | 11,837 | 取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。 |
| 日本光電工業㈱ | 928,879 | 6,084 | 取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。 |
| 横浜ゴム㈱ | 4,632,864 | 5,744 | 取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。 |
| 日本電信電話㈱ | 612,000 | 4,526 | 取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。 |
| ＫＤＤＩ㈱ | 265,600 | 2,167 | 取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。 |
| 古河機械金属㈱ | 9,617,491 | 2,038 | 取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。 |
| イオンフィナンシャルサービス㈱ | 537,246 | 1,630 | イオングループとの取引関係の維持・強化を目的として、政策的に保有しております。 |
| ㈱オリエントコーポレーション | 7,782,280 | 1,517 | 取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。 |
| ㈱みずほフィナンシャルグループ | 7,080,040 | 1,494 | 取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。 |
| ㈱シーイーシー | 1,680,000 | 1,468 | 三岩グループ（ミツイワ㈱、㈱シーイーシー）との取引関係の維持・強化を目的として、政策的に保有しております。 |
| 伊藤忠テクノソリューションズ㈱ | 285,200 | 1,423 | 取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。 |
| 沖電気工業㈱ | 4,878,048 | 1,214 | 取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。 |
| 都築電気㈱ | 2,402,235 | 1,155 | 取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。 |
| 第一生命保険㈱ | 653,800 | 1,141 | 取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。 |
| 日本通運㈱ | 1,674,200 | 1,125 | 取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。 |
| 豊田通商㈱ | 338,169 | 1,077 | 取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。 |
| ヤマトホールディングス㈱ | 383,460 | 1,062 | 取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。 |
| ㈱さくらケーシーエス | 1,550,000 | 1,052 | 取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。 |
| ㈱ほくほくフィナンシャルグループ | 3,700,003 | 991 | 取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。 |
| 能美防災㈱ | 589,874 | 874 | 取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。 |
| ㈱ＷＯＷＯＷ | 100,000 | 768 | 取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。 |
| イオン㈱ | 530,800 | 700 | 取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。 |
| ㈱滋賀銀行 | 1,000,000 | 600 | 取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。 |

みなし保有株式

| 銘柄 | 株式数<br>（数） | 貸借対照表計上額<br>（百万円） | 保有目的 |
|---|---|---|---|
| ㈱アドバンテスト | 20,142,600 | 30,596 | 退職給付信託に拠出しており、議決権行使の指図権を有しています。 |
| ㈱オービック | 2,160,000 | 11,016 | 退職給付信託に拠出しており、議決権行使の指図権を有しています。 |
| ＫＤＤＩ㈱ | 968,000 | 7,900 | 退職給付信託に拠出しており、議決権行使の指図権を有しています。 |
| 日本ゼオン㈱ | 1,823,000 | 2,023 | 退職給付信託に拠出しており、議決権行使の指図権を有しています。 |
| ㈱アルファシステムズ | 795,888 | 1,356 | 退職給付信託に拠出しており、議決権行使の指図権を有しています。 |
| 古河電気工業㈱ | 6,478,000 | 1,315 | 退職給付信託に拠出しており、議決権行使の指図権を有しています。 |

(注)貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。

(3)純投資目的で保有する株式の状況

純投資目的で保有する株式はありません。

（当事業年度）
特定投資株式

| 銘柄 | 株式数<br>（数） | 貸借対照表計上額<br>（百万円） | 保有目的 |
|---|---|---|---|
| 富士電機㈱ | 74,333,064 | 28,915 | 同社の通信機部門を分離して当社が設立された経緯より、協力関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。 |
| トヨタ自動車㈱ | 1,412,131 | 8,405 | 取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。 |
| 日本電信電話㈱ | 1,224,036 | 5,934 | 取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。 |
| 日本光電工業㈱ | 1,857,758 | 5,198 | 取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。 |
| 横浜ゴム㈱ | 2,316,432 | 4,287 | 取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。 |
| ㈱シーイーシー | 1,680,000 | 2,474 | 三岩グループ（ミツイワ㈱、㈱シーイーシー）との取引関係の維持・強化を目的として、政策的に保有しております。 |
| ＫＤＤＩ㈱ | 796,800 | 2,395 | 取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。 |
| ㈱オリエントコーポレーション | 7,782,280 | 1,743 | 取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。 |
| 古河機械金属㈱ | 9,617,491 | 1,596 | 取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。 |
| イオンフィナンシャルサービス㈱ | 537,246 | 1,426 | イオングループとの取引関係の維持・強化を目的として、政策的に保有しております。 |
| 伊藤忠テクノソリューションズ㈱ | 570,400 | 1,211 | 取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。 |
| ㈱みずほフィナンシャルグループ | 7,080,070 | 1,190 | 取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。 |
| 都築電気㈱ | 2,402,235 | 1,112 | 取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。 |
| 能美防災㈱ | 589,874 | 1,005 | 取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。 |
| ㈱さくらケーシーエス | 1,550,000 | 1,000 | 取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。 |
| 第一生命保険㈱ | 653,800 | 890 | 取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。 |
| イオン㈱ | 530,800 | 863 | 取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。 |
| ヤマトホールディングス㈱ | 383,460 | 861 | 取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。 |
| 豊田通商㈱ | 338,169 | 859 | 取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。 |
| 日本通運㈱ | 1,674,200 | 857 | 取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。 |
| 沖電気工業㈱ | 4,878,048 | 775 | 取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。 |
| ＩＴホールディングス㈱ | 262,378 | 698 | 取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。 |
| 江崎グリコ㈱ | 101,500 | 585 | 取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。 |
| ＡＧＳ㈱ | 600,000 | 571 | 取引関係の維持・強化を目的として政策的に保有しております。 |

みなし保有株式

| 銘柄 | 株式数<br>（数） | 貸借対照表計上額<br>（百万円） | 保有目的 |
|---|---|---|---|
| ㈱アドバンテスト | 20,142,600 | 20,968 | 退職給付信託に拠出しており、議決権行使の指図権を有しています。 |
| ㈱オービック | 2,160,000 | 12,852 | 退職給付信託に拠出しており、議決権行使の指図権を有しています。 |
| ＫＤＤＩ㈱ | 2,904,000 | 8,729 | 退職給付信託に拠出しており、議決権行使の指図権を有しています。 |
| 古河電気工業㈱ | 6,478,000 | 1,574 | 退職給付信託に拠出しており、議決権行使の指図権を有しています。 |
| ㈱アルファシステムズ | 795,888 | 1,377 | 退職給付信託に拠出しており、議決権行使の指図権を有しています。 |
| 日本ゼオン㈱ | 1,823,000 | 1,327 | 退職給付信託に拠出しており、議決権行使の指図権を有しています。 |

(注)貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。

(3)純投資目的で保有する株式の状況

純投資目的で保有する株式はありません。

（２）【監査報酬の内容等】

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

| 区分 | 前年度 | | 当年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 監査証明業務に基づく報酬（百万円） | 非監査業務に基づく報酬（百万円） | 監査証明業務に基づく報酬（百万円） | 非監査業務に基づく報酬（百万円） |
| 提出会社 | 534 | 5 | 478 | 0 |
| 連結子会社 | 908 | 21 | 806 | 24 |
| 計 | 1,443 | 26 | 1,284 | 24 |

（注１）当社は会社法に基づく監査の報酬の額と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を区分しておりませんので、上記の報酬額には、会社法に基づく監査の報酬の額を含みます。

（注２）当社の一部の連結子会社は、当社の監査公認会計士等以外の監査法人の監査を受けております。

②【その他重要な報酬の内容】

前年度

上記①で記載する報酬のほか、当社及び当社の連結子会社が、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークである監査法人に対して支払った、又は支払うべき報酬の内容のうち、重要なものはありません。

当年度

上記①で記載する報酬のほか、当社及び当社の連結子会社が、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークである監査法人に対して支払った、又は支払うべき報酬の内容のうち、重要なものはありません。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前年度

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である、サービスのシステムリスク管理態勢に関する外部監査業務について対価を支払っております。

当年度

該当する事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社は、当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針を定めておりません。

監査報酬につきましては、監査内容、日数等により適切な報酬額を検討し、会社法の定めに従い監査役会の同意を得たうえで取締役が決定しております。なお、監査役会は、同会が決議した「会計監査人の選定及び評価基準」に基づき、当年度の監査計画の内容、報酬額の見積もり等の相当性を検討したうえで、かかる同意を行っております。